

相続が起こったとき

相続が開始した場合、相続人は次の3つのうちいずれかを選択できます。

- ①単純承認(被相続人のすべての財産や債務を受け継ぐ)
- ②相続放棄(被相続人の財産や債務を一切受け継がない)
- ③限定承認(相続人が相続により得た財産の限度で被相続人の債務を受け継ぐ)

相続人が②相続放棄または③限定承認をするには、相続の開始を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ手続きを行う必要があります。詳しくは家庭裁判所へお問い合わせください。

京都家庭裁判所 TEL:075-722-7211



空き家を相続される方へ

個人の財産である建物や土地は、たとえ登記の手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。名義が変更されていないと売買や賃貸をする際にも、契約ができないため、速やかに登記手続きを行いましょう。

また、建物は、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだりした場合、損害賠償を問われる可能性がありますので、定期的に風通しや補修するなどの管理をお願いします。

京田辺市では、空き家所有者と利用希望者との橋渡しを進める「空き家・空き室バンク」や、シルバー人材センターの管理代行業務の紹介を行っていますので、お気軽にご相談ください。

開発指導課 TEL:0774-64-1341



犯罪被害により 親しい人を亡くされた方へ

遺族見舞金の支給を受けることができます(要件有)。

その他、必要な支援を実施していますので、ひとりで悩まずご相談ください。

人権啓発推進課(市民相談電話)
TEL:0774-62-4343

ひとり親になられた方へ

年度末時点で18歳までのこどもがいる世帯(こどもが特別児童扶養手当を受給している場合はその子が20歳まで)の場合、ひとり親の制度について、子育て支援課でご案内をいたします。

子育て支援課 TEL:0774-64-1376

ごみ処理について

遺品整理などによって家庭からごみがたくさん出た場合、環境衛生センター甘南備園(ごみ処理施設)に直接ごみを持ち込むことができます。事前予約制のため、甘南備園までお電話ください。

甘南備園 TEL:0774-62-4328

お悔やみ欄掲載

新聞(京都新聞・読売新聞・洛タイ新報)のお悔やみ欄に故人のお名前等を掲載できます。掲載希望の方は、市民年金課戸籍住民係へお申し出ください。

秘書広報課 TEL:0774-64-1320



我が心 形に表す 思いやり

当店では、お墓づくり、石への文字彫り、建築石材、石の切断や研磨などあらゆる石の仕事を行っております。

5代目・6代目と続いています。創業以来、施工主様ご先祖様への「思いやり」のある仕事を心がけております。

明治元年
創業



■ お墓づくり

当店ではお墓の設計から施工までお客様のご予算・ご要望に合わせたプランをご提案いたします。

■ お墓の修繕・修復

ズレや傾きなどを補修したり、ひび割れを修復します。まずはお見積りだけでも大丈夫です。お気軽にご相談ください。

■ お墓の清掃整備

様々な理由によってお墓参りに行けない方も多いかと思います。雑草抜きやお墓の汚れ除去を承ります。

「永代供養墓・墓じまい」の代行可能なお寺をご紹介します。

墓所・寺院など宗派や場所に合わせてご紹介いたしますので、お気軽にご相談ください。



石幸江守石材店



本店

☎0774-62-0450

FAX:0774-62-4637
京都府京田辺市田辺南里2-1
定休日／日曜日

展示場

☎0774-62-3966

京都府京田辺市薪小山11-1
定休日／木曜日

市役所で発行する証明書について

年金や相続などのお手続きの際、戸籍や住民票などが必要になることがあります。

窓口で証明書を請求される際には、本人確認書類(下表参照)をお持ちください。

郵送による請求を行うことも可能です。詳しくは請求先の市区町村へお問い合わせください。

相続関係の手続きのために請求される場合、相続人であることを示す資料が必要なことがあります。

戸籍関係(戸籍、除籍、改製原戸籍等の謄本・抄本)

死亡届の内容が戸籍に反映されるまでには日数を要します。

請求先	本籍地の市区町村 ※下記の方が本人確認書類A(下表参照)をお持ちの上窓口までお越しいただく場合は、 本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍謄本等を請求できます(戸籍の広域交付)。
請求者	●本人 ●配偶者 ●同一戸籍に記載されている方 ●直系血族(子、孫、親、祖父母等) ※関係のわかる戸籍があるとスムーズです。 ※上記以外の方が請求者の場合は委任状が必要です。戸籍の広域交付はご利用いただけません。

相続などの手続きで、出生から死亡まですべての戸籍が必要な場合

亡くなった時点の戸籍から古い戸籍(生まれたとき)へと遡って取得してください。

請求者が戸籍の広域交付をご利用いただけない場合、戸籍に関する証明は本籍地で発行します。婚姻や転籍などによって他の市区町村から戸籍が移った場合、それ以前の戸籍は元の市区町村へ請求することになります。

※法令の改正により戸籍の形式が変更(改製)され、同一の本籍地であっても複数にわたることがあります。

住民票関係(住民票、住民票の除票)

住所地以外で死亡届を出された場合、住民票にその内容が反映されるまでに日数を要します。

請求先	住所地の市区町村
請求者	●本人 ●同一世帯の方 ※左記以外の方が請求者の場合は委任状が必要です。

市税関係(課税(非課税)証明、納税証明、評価証明、公課証明等)

請求先	住所地の市区町村(課税(非課税)証明、納税証明)、固定資産(土地・家屋)の所在する 市区町村(評価証明、公課証明)
請求者	●本人 ●同一世帯の方 ●相続人 ※左記以外の方が請求者の場合は委任状が必要です。

本人確認書類

本人確認書類			提示数
A	官公署発行のもの (顔写真あり)	運転免許証/個人番号(マイナンバー)カード/ 障害者手帳/旅券/在留カード など	●住民票関係の証明請求には AもしくはBより1点 ●戸籍関係の証明請求には Aを1点またはBを2点 もしくはBを1点とCを1点
B	官公署発行のもの (顔写真なし)	健康保険資格確認書/介護保険被保険者証/ 年金手帳/各種年金証書 など	
C	その他氏名の 記載されたもの	預金通帳/キャッシュカード/社員証/ クレジットカード/消印のある本人宛郵便物 など	

無料相談
90分対応可

相続手続きのことは 専門家に お任せください!



Point 1 相続手続、まず何をしたら良いの?

まずは、亡くなった方の戸籍をすべて取寄せて相続人を調査し(相続人の確定)、財産の調査をして遺産目録を作成します。

Point 2 遺産分割協議書の作成

誰が相続人でどのような財産があるかを把握した上で、相続人全員で財産の分け方を話し合い、遺産分割協議書を作成します。

Point 3 財産の名義変更や解約

遺産分割協議書の内容に従って財産の名義変更や解約手続きを行います。

Point 4 ワンストップサービス

お客様のニーズに応じて、提携先の司法書士事務所・税理士事務所・社会保険労務士事務所と共にサポートさせていただきます。

相続手続きは、ぜひ、私達専門家にお任せください!

☎ 0120-489-071

営業時間 平日9:00~20:00 土曜日9:00~18:00

定休日 日曜祝日(事前予約で対応可能)

遺言・相続相談センター奈良

行政書士 南都中央総合事務所

代表/行政書士 杉山 毅

■所在地/奈良市高天町45番地 アート福住ビル4階 ■FAX/0742-20-2113 ■HP/<https://office-nanto.com/sozoku/>

いますぐ
お電話を!

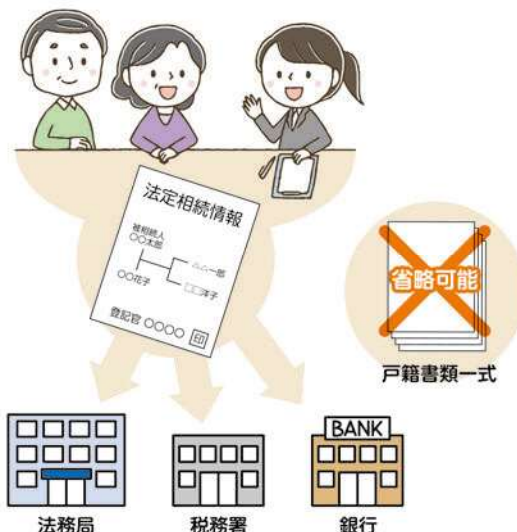


法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍除籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

ご遺族メモ

マップ (令和7年6月現在)

京田辺市役所

〒610-0393 京田辺市田辺80番地

代表電話 0774-63-1122

開庁時間 8:30~17:15(土日・祝日・12/29~1/3は除く)

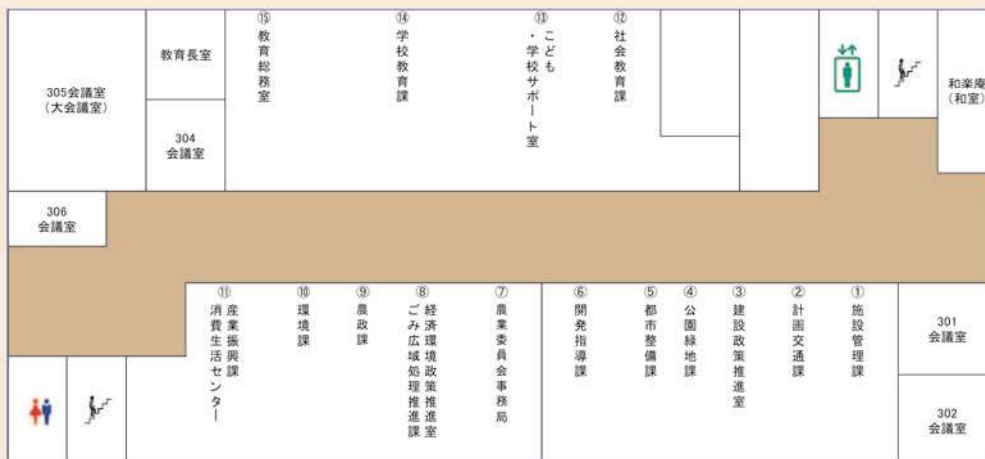
※子育て支援課は1Fです

2F



※正面玄関から入ったフロアが2Fです

3F



上下水道部事務所

〒610-0332

京田辺市興戸犬伏18番地1

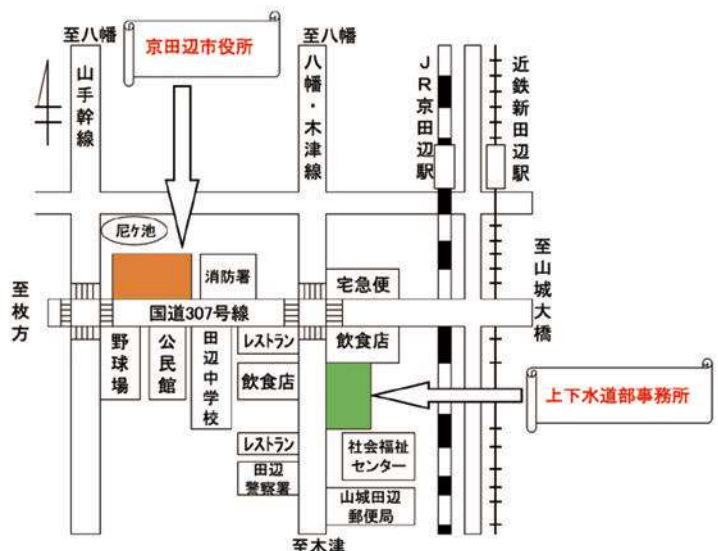
京田辺市上下水道部

経営管理室 (1階)

電話 0774-62-0414

FAX 0774-63-4783

営業時間 8:30~17:15
(土日・祝日・12/29~1/3は除く)



宗旨宗派不問

酬恩庵一休寺 永代供養塔のご案内

残区画わずか



「さようなら」を

ちゃんと伝えるために

考えること

さよならという言葉は、そうであるならばと今までのことを確認してはじめをつけて、新しいことに進んでいく言葉です。しかしながら今の日本の葬儀では亡くなるとわずか数時間で全てのことを決めてしまわないといけません。

私たちは故人とちゃんと

「さようなら」をすることが出来たのか？

葬儀後、そのようなお話をよく聞きます。

一休寺の永代供養塔は生前のご予約を受け付けております。

お墓の維持管理、後継の問題から後悔のない

「さよなら」をしていただけるよう全力で

サポートさせていただきます。

酬恩庵一休寺

〒六〇一〇三四 一京田辺市薪里ノ内一〇二

電話…〇七七四一六二〇一九三

ホームページ：www.ikkyuji.org



詳しくは HPより

酬恩庵
一休寺

京田辺の地で40年超

確かな経験と信頼の実績で

皆さまのご不安に向き合います

税理士法人 経営ステーション 京都

「相続が起きたけど何をすれば
良いのか分からない・・・」
そんなご相談でも大丈夫です

相続は分からないことだらけです。

経験豊かな専門家が心をこめてご対応いたします。

相続税申告約800件の実績

弊所には創業以来約800件の相続税の申告実績があります。長い歴史のなかで難しい相続税計算や厳しい税務調査を経て、京都府下随一の経験と自負しております。ご相続発生後の諸手続きから税務調査立会に至るまで、経験に基づいた相続トータルサポートを提供いたします。

ワンストップの専門家集団

経験豊かな税金の専門家が所属するのはもちろん、相続税専門の国税局OB税理士を迎えることで、確実な税務申告書の作成・税務調査対応を実現します。また、税理士法人内に弁護士も所属しており、提携の司法書士等を含めて相続にまつわるご相談にワンストップで対応いたします。

ご相談は無料です
お気軽にご連絡ください

☎ 0774-62-5656

月-金曜日(祝日除く) 9:00-17:00

詳細はHPへ



～本社～

〒610-0362

京田辺市東西神屋33-3

～京都事務所～

〒601-8001

京都市南区東九条室町64番地4
ムラテック八条ロビル3階